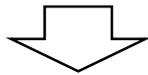


発生届の全数届出見直しについて【2022.9.26開始】

見直しのポイント

【見直し前】

医療機関から保健所へ提出される発生届は陽性者全員が対象。



【見直し後】

発生届の対象者は 次の4類型に限定。

- ①65歳以上の者
- ②入院を要する者
- ③重症化リスクがあり
コロナ治療薬の投与
又は新たに酸素投与
が必要と医師が判断
する者
- ④妊婦

これまでど
おり、原則
保健所で
支援・対応

発生届：感染症法第12条第1項の規定に基づき、医師は新型インフルエンザ等感染症の患者を診断したときは、患者の氏名、年齢、性別等を都道府県知事（保健所設置市は市長）に届け出なければならないとされています。

発生届の対象外の方への対応

【体調悪化時の相談体制】

体調悪化時の相談は、「診断した医療機関」「かかりつけ医」「福島県フォローアップセンター（24時間対応可能）」で対応

【支援体制】

- 宿泊療養については、本人の申出により、必要な方（高齢の同居家族がいるが、陽性者と部屋を分けることができず感染対策がとれないなど）には、「福島県フォローアップセンター」で受付（継続）
- 自宅療養者の生活支援（食料品の提供など）についても、本人の申出により、必要な方には、「福島県フォローアップセンター」で支援を実施（継続）

【その他】

医療機関においてチラシを配布し、相談・支援体制などを案内

その他

○療養先は、①入院療養 ②宿泊療養 ③自宅療養の3類型（継続）

○医療費については、公費対象（継続）

○医療機関は、発生届の対象者以外は、年代別の人数と総数のみを報告することとなり、市町村別の陽性者数の把握はできない。